

国立大学法人群馬大学理事に関する規程

平成16年4月1日 制定

改正 平成17年4月1日

平成29年4月1日

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人群馬大学理事(以下「理事」という。)に関し必要な事項を定める。

(選考の時期)

第2条 理事の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 理事の任期が満了するとき。
- (2) 理事が辞任を申し出たとき。
- (3) 理事が欠員となったとき。

(選考方法)

第3条 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから理事を選考する。

(任 期)

第4条 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該理事を任命する学長の任期の終期を超えることはできない。

(雑 則)

第5条 この規程に定めるもののほか、理事に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。